

相談専用電話（在住・在職・在学）844・2431

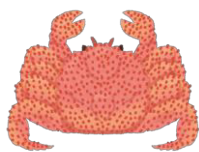
9時30分～16時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

「受け取らないで！お金を支払わないで！」
**注文した覚えのない
カニが送られてきた！**

海産物販業者Aからカニが代引きの宅配便で送られてきた。注文した覚えはなかったが、とっさの事でお金を払って受け取ってしまった。間違いだからと、業者Aに電話をすると「電話で注文があったので送った。キャンセルはできない」と言われた。

以前、海産物販業者Bから電話勧誘があり海産物を注文した事があったが、今回の業者Aは全く知らないし、電話勧誘も受けていない。どうしたらよいか？

念のため、カニは冷凍庫で保管している。



アドバイス

寒くなると、カニやエビ、ホタテなど魚介類の「送りつけ」の相談が寄せられます。事例は、勧誘もなかった業者からですが、電話勧誘があり断ったのに商品が届いたという相談や、執拗な電話勧誘に負けて契約をしてしまったという相談もあります。

- 注文した覚えのない商品が自宅へ届いた時は、絶対に受け取らないようにしましょう。
- うっかり受け取ってしまったも、開封前であれば宅配業者に連絡して引き取りに来てもらいましょう。
- 代引きで払っていたとしても、支払った直後であれば宅配業者に連絡すれば受け取った商品を引き取ってもらった上で、支払った代金を返してもらえる可能性もあります。
- 業者に「注文していない」と連絡しても、「録音がある」「呆けて忘れていたのではないか」等と暴言をはかれ、聞き入れてもらえないこともあります。不安に感じた場合は、消費生活センターにご相談ください。

※申込みをしていないのに、一方的に送られてきた商品は、14日間保管すれば自由に処分できるとする規定があります。また、電話で勧誘されて、断りきれずに承諾した場合でも（法律で定められた内容の書かれた）契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが出来ます。

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

ご注意ください
[相談事例]



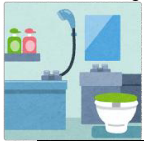
**投げ込みチラシを見て
リフォーム工事をしたが・・・**

【事例】

郵便受けにリフォーム業者のチラシが入っていた。チラシの「特別価格」にひかれて、業者に来訪を頼んだ。

風呂と洗面台のリフォームの要望を伝えしたが、業者はカタログも持参して来ておらず、十分な打合せもしていなかったのに早々に工事を始めてしまった。

施工後、洗面台の鏡には三面鏡を依頼したのに平面で鏡が3枚並んでいるだけで動かず、サイズも大きすぎるのに、業者は依頼どおりだと言った。



アドバイス

★住宅リフォームは高額になりがちなので、「安さ」を追求しがちです。しかし、簡単にやり直しができないため、次のような点に注意し、十分に検討しましょう。

◎見積りを複数とって金額と工事内容を確認しましょう

見積りを必ずとり、内容（金額だけでなく施工内容）について分からない点は業者に必ず確認しましょう。緊急性が高い工事でない場合は、複数の業者から見積りを取りましょう。

◎工事内容について業者と話し合った事は、記録に残す

トラブルを未然に防止するためには、工事内容についての取り決めは書面に記載し、業者や連絡先の入った書面の交付を求めること。チラシに記載している内容は限定されているため、鵜呑みにしてはいけません。

◎工事の必要性をよく検討しましょう

中には、必要のない工事まであらかも必要と思わせて、追加契約させ、結果的に高額な契約になる事があります。工事の必要性について、よく検討し、必要のない場合は、はっきりと断りましょう。

催し予告①

消費者教育講演会

「教えて！本村弁護士～行列のできない法律相談所～」

日時：平成30年1月25日（木）15時～16時30分

場所：メセナひらかた会館 2階 多目的ホール

対象：市内在住・在職・在学の方

定員：先着360人（定員になり次第、受付終了）

講師：弁護士・俳優 本村 健太郎さん

保育：先着8人

《1歳以上未就学児、1月15日（月）までに要予約》

手話：有り

申込み：1月10日（水）午前9時より、電話・ファクスにて受付

詳しくは、広報ひらかた1月号・配布中のチラシをご確認ください。

催し予告②

石けんキャンペーン & 廃油回収（食用）予定

①日時：12月19日（火）

10時30分～12時

場所：市役所本館北側

※家庭用食品廃油のみ回収

※容器はお持ち帰りいただきます。

